

令和2年11月実施

農業経理士称号認定試験

税 務 問 題

注 意 事 項

- 1 試験開始の合図があるまで、この問題冊子は開かないようにしてください。
- 2 試験中、使用が認められたもの以外は、すべてかばん等にしまい、机の中、または、足元等指定された場所に置いてください。試験中、使用が認められるものは、次のとおりです。
 - ・筆記具（BまたはHBの黒鉛筆/シャープペンシル）・消しゴム・定規・ラインマーカ
 - ・算盤または電卓（計算機能のみを有するものに限る。）・時計（通信機能を有するものを除く）
- 3 携帯電話等の通信機器の取扱いについては、試験官の指示に従ってください。この指示に従わない場合には、不正受験とみなすことがあります。
- 4 試験官の指示に従わない場合、また、周囲に迷惑をかける等、適切な試験の実施に支障を来たす行為を行った場合には、不正受験とみなすことがあります。
- 5 上掲3、4の場合を含み、不正受験と認められた場合には、直ちに退室を命ずることがあります。
- 6 試験時間は、**1時間30分（90分）**間です。試験開始の合図により、試験を始めてください。
- 7 この問題冊子には、**問題25問**を掲載しており、**1頁から25頁まで印刷**しています。試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば、挙手をしてその旨を試験官に申し出てください。
- 8 答案は、別途配布した答案用紙（マークシート）で作成してください。
- 9 問題に関する質問には、一切応じません。
- 10 試験開始後30分間及び試験終了前10分間は、答案用紙の提出及び試験室からの退室はできません。それ以外の時間に中途退室する場合には、**解答用紙のアンケートに回答した後に必ず挙手**をし、試験官が答案用紙を受け取り確認するまでは、席を立たないでください。
- 11 試験中、やむを得ない事情により席を離れる場合には、必ず挙手をし、試験官に事情を説明の上、試験官の指示に従ってください。
- 12 試験終了の合図とともに、直ちに、筆記具を置き、答案用紙を裏返してください。
- 13 試験官が答案用紙を集め終わり、回収状況を確認した後に退室可能を指示するまでは、着席してください。
- 14 この問題冊子は、試験終了後、持ち帰ることができます。
なお、**中途退室する場合には問題冊子の持ち出しは認めません**。問題冊子が必要な場合には、試験終了後15分までの間、各自の席に置いておきますので、試験終了後速やかに、取りに来てください。

主催 一般財団法人 日本ビジネス技能検定協会

監修 特定非営利活動法人 日本プロ農業総合支援機構

問題 1

貸借対照表に関する次の文章中の空欄に当てはまる語句として正しい組み合わせを選択肢から選びなさい。(本問の解答番号は (1) とする。)

貸借対照表とは、一定期日の財政状態を表わしたもので、財政状態とは、資産・負債・純資産(資本)の状態のことをいう。貸借対照表は、借方に資産、貸方に負債・純資産(資本)を記入したもので、借方の資産の合計額は貸方の負債と純資産(資本)との合計額に一致する。

貸借対照表を表す一定時点は、一般に期末で、これを「(A)」という。

貸借対照表の構造は以下のとおりである。

借方	貸方
資産の部	負債の部
I 流動資産	I 流動負債
(1) 当座資産	II 固定負債
(2) 棚卸資産	純資産の部
(3) その他流動資産	I 株主資本
II 固定資産	(1) (B)
(1) 有形固定資産	(2) 資本剰余金
(2) 無形固定資産	(3) 利益剰余金(繰越利益剰余金)
(3) 投資その他の資産	(4) 自己株式
III 繰延資産	II 評価・換算差額等
	III 新株予約権

なお、農業特有の貸借対照表科目として、果樹などの永年性作物や繁殖用家畜などの (C)、農業用の生物の育成による支出である (D)、国の経営安定対策によって拠出した生産者積立金のうち、資産計上すべきものである (E) などがある。

[1の選択肢]

- 1 : A 期末日 B 資本準備金 C 生物 D 生産物仮勘定 E 経営保険積立金
- 2 : A 期末日 B 資本金 C 牛・馬・生産物 D 生物仮勘定 E 財政保険積立金
- 3 : A 決算日 B 決算金 C 牛・馬・生産物 D 育成仮勘定 E 財政保険積立金
- 4 : A 決算日 B 資本準備金 C 生産物 D 生産物仮勘定 E 収入保険積立金
- 5 : A 決算日 B 資本金 C 生物 D 育成仮勘定 E 経営保険積立金

問題2

農業を営む白色申告者である個人の次の各資産について、令和2年分の減価償却費を計算しなさい。
 なお、いずれの資産も前年以前に取得しており、減価償却方法の届出をしていない。

資産名	取得価額	耐用年数	成熟の年齢又は樹齢に達する年月日
役肉用牛	800,000円	6年	令和2年9月15日
オリーブ樹	260,000円	25年	令和元年3月5日
桃樹	297,000円	15年	令和4年12月10日

(資料) 耐用年数による各償却方法の償却率 (抄)

耐用年数	旧定額法	定額法	旧定率法	250%定率法	200%定率法
6年	0.166	0.167	0.319	0.417	0.333
15年	0.066	0.067	0.142	0.167	0.133
25年	0.040	0.040	0.088	0.100	0.080

問1 役肉用牛の減価償却費は (2) 円である。

[2の選択肢]

1. 0 2. 44,534 3. 88,800
 4. 133,600 5. 800,000

問2 オリーブ樹の減価償却費は (3) 円である。

[3の選択肢]

1. 0 2. 86,667 3. 10,400
 4. 20,800 5. 260,000

問3 桃樹の減価償却費は (4) 円である。

[4の選択肢]

1. 0 2. 1,659 3. 19,899
 4. 23,760 5. 297,000

問題3

次に掲げる資料に基づいて、農業を営む白色申告者である個人の令和2年（以下、「本年」という。）分の事業所得の金額を求めさない。（本問の解答番号は（5）とする。）

1. 収入に関する資料

- | | |
|--------------------|--------------|
| ① 本年中の農産物販売高（販売価格） | 15,840,000 円 |
| ② 本年中の家事消費高 | 688,000 円 |
| ③ 雑収入 | 950,000 円 |

雑収入のうちには、農機具更新共済の満期共済金 800,000 円が含まれている。この共済について払い込んだ掛金の総額は、660,000 円（うち積立部分 450,000 円）であり、本年の経費に該当する部分は下記3の経費に含まれている。

2. 棚卸に関する資料

- | | |
|----------------------------------|-----------|
| ① 年初農産物収穫高（収穫価額） | 528,000 円 |
| 前年未販売のものであり、前年の総収入金額に計上されたものである。 | |
| ② 年末農産物収穫高（収穫価額） | 640,000 円 |
| 本年収穫、本年未販売のものである。 | |

3. 経費に関する資料

- | | |
|------------|-------------|
| ① 本年中の生産経費 | 3,440,000 円 |
| ② 本年中の販売経費 | 383,000 円 |

[5の選択肢]

- | | | |
|---------------|---------------|---------------|
| 1. 12,867,000 | 2. 12,967,000 | 3. 13,767,000 |
| 4. 16,790,000 | 5. 16,950,000 | |

問題 4

次の資料により、農業を営む白色申告者である個人の令和2年（以下、「本年」という。）分の所得税額を計算しなさい。（本問の解答番号は（6）とする。）

1. 本年中の農業所得の収入金額 1,378,876,000 円

このうち 930,000,000 円は、免税対象飼育牛（肉専用主 1,550 頭、1 頭当たり 600,000 円）の売却による収入金額、101,300,000 円は免税対象飼育牛以外の特定の肉用牛の売却による収入金額である。

2. 本年中の農業所得の必要経費 932,425,000 円

このうち 542,500,000 円は 1. の免税対象飼育牛に係るもの（1 頭当たり 350,000 円）、68,364,000 円は免税対象飼育牛以外の特定の肉用牛に係るものである。

3. 所得控除額 3,922,000 円

[参考]

「課税総所得金額」に対する所得税の税額表〔求める税額=A×B-C〕

A 課税総所得金額		B 税率	C 控除額
1,950,000 円以下		5%	0 円
1,950,000 円超	3,300,000 円以下	10%	97,500 円
3,300,000 円超	6,950,000 円以下	20%	427,500 円
6,950,000 円超	9,000,000 円以下	23%	636,000 円
9,000,000 円超	18,000,000 円以下	33%	1,536,000 円
18,000,000 円超	40,000,000 円以下	40%	2,796,000 円
40,000,000 円超		45%	4,796,000 円

[6 の選択肢]

1. 2,319,500

2. 6,168,000

3. 12,606,200

4. 11,273,065

5. 22,146,900

問題5

従事分量配当に関する次の文章の空欄に当てはまる語句として正しい組み合わせを選択肢から選びなさい。(本問の解答番号は(7)とする。)

従事分量配当は、(A) がその組合員に対してその者が (A) の事業に (B) に応じて分配する配当であり、分配を受けた個人である組合員等の側で (C) 所得、原則として農業所得として課税される。従事分量配当に該当しない場合には、個人である組合員等については (D) 所得に該当し、(A) は所得税を (E) しなければならない。

[7の選択肢]

- 1: A 農事組合法人 B 貢献した程度 C 事業 D 配当 E 確定申告
- 2: A 農事組合法人 B 従事した程度 C 事業 D 配当 E 源泉徴収
- 3: A 農業社団法人 B 従事した程度 C 配当 D 事業 E 確定申告
- 4: A 農業社団法人 B 貢献した程度 C 配当 D 事業 E 源泉徴収
- 5: A 一般社団法人 B 貢献した程度 C 事業 D 配当 E 確定申告

問題6

従事分量配当に関する次の文章のうち、誤っている文章の選択肢を一つ選びなさい。(本問の解答番号は(8)とする。)

- A. 従事分量配当は、農事組合法人の通常総会において剰余金処分の決議があった日に収入金額が確定する。このため、従事分量配当は、剰余金処分の決議があった日において収入すべき事由が生ずることとなるため、総会の決議があった日を収入すべき時期とするのが原則である。
- B. 従事分量配当は、分配を受けた組合員等の側で原則として配当所得として課税される。
- C. 事業分量配当又は従事分量配当に該当しない剰余金の分配は、組合員等については配当に該当するものとされている。
- D. 従事分量配当相当額が配当所得として取り扱われた場合、法人の損金に算入されないだけでなく、所得税を源泉徴収しなければならない。
- E. 固定資産の処分等により生じた剰余金は、個人の所得税の課税上譲渡所得となるため、従事分量配当の対象とはならない。

[8の選択肢]

- | | | |
|------|------|------|
| 1. A | 2. B | 3. C |
| 4. D | 5. E | |

問題7

次の資料に基づき、当社の当期（令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度）における、寄附金の損金不算入額を計算しなさい。（本問の解答番号は（9）とする。）

(1) 当期において寄附金勘定に計上した金額は次のとおりである。

中央共同募金会に対する寄附金（指定寄附金）	100,000 円
某政党に対する政治献金（その他の寄附金）	200,000 円
地方独立行政法人に対する寄附金（特定公益増進法人等に対する寄附金）	300,000 円
宗教法人に対する寄附金（その他の寄附金）	400,000 円

(2) 当社の当期末における資本構成は次のとおりである。

資本金の額	100,000,000 円
資本準備金の額	2,500,000 円
資本金等の額	102,500,000 円

(3) 当期の別表四仮計の金額は5,000,000円である。

[9の選択肢]

- | | | |
|---------------|---------------|---------------|
| 1 : 0 円 | 2 : 498,438 円 | 3 : 500,000 円 |
| 4 : 418,751 円 | 5 : 425,000 円 | |

問題8

次の資料に基づき、青色申告法人である当社（農地所有適格法人）の当期（令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度）における、肉用牛売却所得の特別控除額を計算しなさい。（本問の解答番号は（10）とする。）

当社は当期において、家畜取引法に規定する家畜市場において、次の当社が飼育した肉用牛を売却している。

品種	収益の額	原価の額	経費の額
A肉専用種	925,000	550,000	20,000 円
B肉専用種	1,200,000	720,000	40,000 円
C交雑種	820,000	250,000	10,000 円
D交雑種	660,000	198,000	12,000 円
E乳牛	320,000	64,000	9,000 円

[10の選択肢]

- | | | |
|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1 : 2,052,000 円 | 2 : 1,052,000 円 | 3 : 1,612,000 円 |
| 4 : 1,492,000 円 | 5 : 1,805,000 円 | |

問題 9

中小企業者とは、次の法人をいう。

中小企業者

資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち次に掲げる法人以外の法人をいう。

- ・同一の大規模法人に発行済株式総数等のエラー!以上を所有されている法人
- ・2以上の大規模法人に発行済株式総数等のエラー!以上を所有されている法人

そこで、青色申告書を提出する中小企業者等に該当した場合に適用を受けることができる取扱いとして、正しいものを選びなさい。(本問の解答番号は(11)とする。)

[11の選択肢]

- 1: 受取配当等の益金不算入
- 2: 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(10万円未満)
- 3: 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(30万円未満)
- 4: 肉用牛売却所得の特別控除
- 5: 一括償却資産の損金算入(20万円未満)

問題 10

次の資料に基づき、青色申告法人である当社(認定農地所有適格法人)の当期(令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度)における、農業経営基盤強化準備金の損金算入額を計算しなさい。

なお、計算に当たっては、当社が最も有利となるように、損金算入限度額を計上するものとする。(本問の解答番号は(12)とする。)

- (1) 当社は当期において、水田活用直接支払交付金の支払いを受け、次の経理処理を行っている。
(現金預金) 2,500,000円 (交付金収入) 2,500,000円
- (2) 当社は認定計画の定めるところに従って行う農業経営基盤強化に要する費用の支出に備えるために、損金経理の方法により、農業経営基盤強化準備金を積み立てている。
- (3) 租税特別措置法第61条の2第1項第2号に定める一定の方法により計算した所得の金額は3,000,000円である。

[12の選択肢]

- | | | |
|---------------|---------------|---------------|
| 1: 3,000,000円 | 2: 500,000円 | 3: 2,500,000円 |
| 4: 1,500,000円 | 5: 5,500,000円 | |

問題 11

次の<設例>に基づき、それぞれの文章中の空欄に当てはまるものとして正しい組み合わせを選択肢から選びなさい。特例税率の適用が受けられる者は、その適用を受けるものとする。(本問の解答番号は (13) とする。)

<設例 1>

Aは、母より動産 5,500,000 円の贈与を受けた。なお、Aはその贈与の年の 1 月 1 日において 18 歳である。この場合、Aの納付すべき贈与税額は、(ア) である。

<設例 2>

Bは、配偶者である B' より現金 6,000,000 円の贈与を受けた。なお、Bはその贈与の年の 1 月 1 日において 20 歳以上である。この場合、Bの納付すべき贈与税額は、(イ) である。

<設例 3>

Cは、祖父より動産 4,300,000 円の贈与を受けた。なお、Cはその贈与の年の 1 月 1 日において 20 歳以上である。この場合、Cの納付すべき贈与税額は、(ウ) である。

<設例 4>

Dは、母より貴金属 2,000,000 円の贈与を受けた。また、Dは同年において祖父から現金 8,000,000 円の贈与を受けた。なお、Dはその贈与の年の 1 月 1 日において 20 歳以上である。この場合、Dの納付すべき贈与税額は、(エ) である。

<贈与税の速算表>

基礎控除後の課税価格	一般税率		特例税率	
	税率	控除額	税率	控除額
200 万円以下	10%	—	10%	—
300 万円以下	15%	10 万円	15%	10 万円
400 万円以下	20%	25 万円		
600 万円以下	30%	65 万円	20%	30 万円
1,000 万円以下	40%	125 万円	30%	90 万円
1,500 万円以下	45%	175 万円	40%	190 万円
3,000 万円以下	50%	250 万円	45%	265 万円
4,500 万円以下	55%	400 万円	50%	415 万円
4,500 万円超			55%	640 万円

[13 の選択肢]

- 1: ア 670,000 円 イ 820,000 円 ウ 380,000 円 エ 1,770,000 円
 2: ア 670,000 円 イ 820,000 円 ウ 390,000 円 エ 1,770,000 円
 3: ア 1,000,000 円 イ 1,150,000 円 ウ 380,000 円 エ 2,310,000 円
 4: ア 670,000 円 イ 1,150,000 円 ウ 390,000 円 エ 2,310,000 円

5: ア 1,000,000円 イ 820,000円 ウ 390,000円 エ 2,310,000円

問題 12

以下の文章は、農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予制度と相続時精算課税制度を比較したものである。空欄（ア）～（カ）に入る言葉として正しいものの組み合わせを示す番号を一つ選びなさい。（本問の解答番号は(14)とする。）

		農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予制度	相続時精算課税制度
贈与者の要件	対象者	（ア）年以上農業を営んでいた個人	なし
受贈者の要件	対象者	推定相続人	推定相続人又は孫 など
	年齢要件	（イ）歳以上 （贈与を受けた日）	（ウ）歳以上 （贈与を受けた年の1月1日）
	従事要件	贈与を受けた日まで引き続き （エ）年以上農業に従事	なし
農地等の要件		「農地等の（オ）」、「採草放牧地の3分の2以上」及び「準農地の（カ）」について一括して贈与	なし

[14の選択肢]

1. ア 1 イ 18 ウ 20 エ 1 オ 2分の1以上 カ 全部
2. ア 3 イ 18 ウ 20 エ 3 オ 全部 カ 3分の2以上
3. ア 5 イ 18 ウ 18 エ 5 オ 全部 カ 2分の1以上
4. ア 1 イ 20 ウ 18 エ 1 オ 3分の2以上 カ 3分の2以上
5. ア 3 イ 20 ウ 18 エ 3 オ 3分の2以上 カ 全部

問題 13

次の〈設例〉の【家族構成】に基づき、それぞれの場合の相続税の基礎控除額として正しい組み合わせを選択肢から選びなさい。なお、被相続人の相続に関し、相続を放棄した者はいないものとする。
(本問の解答番号は(15)とする。)

〈設例 1〉

【家族構成】

甲：被相続人	A：甲の長男（実子）
乙：甲の配偶者	B：甲の長女（実子）
	C：甲の次女（実子）

この場合の、相続税の基礎控除額は、（ ア ）である。

〈設例 2〉

【家族構成】

丙：被相続人	D：丙の長男（実子）
丁：丙の配偶者	E：丙の長女（実子）
	F：丙の次男（養子）
	G：丙の三男（実子）

この場合の、相続税の基礎控除額は、（ イ ）である。

〈設例 3〉

【家族構成】

戊：被相続人	H：戊の長女（実子）
己：戊の配偶者	I：戊の長男（養子）
	J：戊の次男（養子）
	K：戊の次女（養子）

この場合の、相続税の基礎控除額は、（ ウ ）である。

〈設例 4〉

【家族構成】

庚：被相続人	L：庚の長男（養子）
辛：庚の配偶者	M：庚の長女（養子）
	N：庚の次女（養子）

この場合の、相続税の基礎控除額は、（ エ ）である。

[15 の選択肢]

- | | | | |
|---------------|------------|------------|------------|
| 1. ア 5,400 万円 | イ 5,400 万円 | ウ 4,800 万円 | エ 5,400 万円 |
| 2. ア 5,400 万円 | イ 6,000 万円 | ウ 5,400 万円 | エ 4,800 万円 |
| 3. ア 5,400 万円 | イ 6,000 万円 | ウ 4,800 万円 | エ 5,400 万円 |
| 4. ア 6,000 万円 | イ 6,600 万円 | ウ 5,400 万円 | エ 5,400 万円 |
| 5. ア 5,400 万円 | イ 6,000 万円 | ウ 4,800 万円 | エ 4,800 万円 |

問題 14

次の文章の空欄に入る語句として適切な組み合わせを選び、記号で答えなさい。(本問の解答番号は(16)とする。)

耕種農業のうち(A)については、一般に、課税売上高に対する実際の課税仕入れの割合がみなし仕入率(70%)よりも低いため、簡易課税制度を選択した方が有利です。一方、耕種農業のうち(B)では、収入において交付金など不課税収入が大きいため、一般課税が有利になることが多いほか、(C)では、一般に、一般課税の方が有利になります。ただし、(D)の場合には、一般課税が有利な場合と簡易課税が有利な場合とがあります。

[16の選択肢]

- 1: A: 水田農業など土地利用型農業 B: 果樹や園芸 C: 酪農 D: 畜産農業
- 2: A: 果樹や園芸 B: 水田農業など土地利用型農業 C: 酪農 D: 畜産農業
- 3: A: 果樹や園芸 B: 水田農業など土地利用型農業 C: 畜産農業 D: 酪農
- 4: A: 水田農業など土地利用型農業 B: 果樹や園芸 C: 畜産農業 D: 酪農
- 5: A: 畜産農業 B: 酪農 C: 果樹や園芸 D: 水田農業など土地利用型農業

問題 15

次の文章の空欄に入る語句として適切な組み合わせを選び、記号で答えなさい。(本問の解答番号は(17)とする。)

軽減税率制度の実施にともない、消費税等(消費税及び地方消費税)の税率は、2019年10月1日から軽減税率(8%)と標準税率(10%)の複数税率となりました。(A)は、消費税等の申告・納付を行うために、取引を税率の異なるごとに区分して記帳するなどの経理(区分経理)を行う必要があります。2019年10月1日以降は、こうした区分経理に対応した帳簿(B)請求書等(C)の保存が要件となります。

軽減税率制度の導入に伴い、消費税の簡易課税制度について消費税の軽減税率が適用される食用の農林水産物を生産する農林水産業を(D)事業とし、みなし仕入率が(E)となります。

[17の選択肢]

- 1: A: 中小事業者 B: 又は C: (適格請求書等) D: 第2種 E: 80%
- 2: A: 中小事業者 B: 及び C: (適格請求書等) D: 第3種 E: 70%
- 3: A: 事業者 B: 又は C: (区分記載請求書等) D: 第3種 E: 70%
- 4: A: 事業者 B: 又は C: (区分記載請求書等) D: 第2種 E: 80%
- 5: A: 事業者 B: 及び C: (区分記載請求書等) D: 第2種 E: 80%

問題 16

次に掲げる資料は、農業を営む個人である居住者甲の令和2年（以下、「本年」という。）分の所得税に関する資料である。ついては、以下の各問に答えなさい。なお、特に指示があるものを除き、甲にとって有利な方法を選択するものとする。（本問の解答番号は（18）（19）とする。）

〔資料1〕

(1) 配当に関する資料

農事組合法人A社（普通法人に該当する。）からの剰余金の配当 120,000 円（この配当に係る源泉徴収税額は24,504 円である。）

(2) 給与に関する資料

農事組合法人B社から支給を受けた給与収入 6,650,000 円（この給与に係る源泉徴収税額は196,560 円である。）

(3) 駐車場用地の貸付に関する資料

総収入金額 4,582,000 円
必要経費 1,374,600 円
甲は青色申告者ではない。

(4) 資産の譲渡に関する資料

所有期間8年の農耕用土地の譲渡所得 2,500,000 円

(5) 事業所得（農業所得）の金額 1,650,000 円（上記(1)～(4)の金額は含まれていない。）

(6) 雑所得の金額 270,000 円

〔資料2〕

(1) 医療機関に支払った金額

甲及び生計を一にする親族の診察・治療にかかった医療費の合計額 305,000 円

(2) 支払社会保険料 545,000 円

(3) 生命保険料控除額 80,000 円

(4) 地震保険料控除額 40,000 円

(5) 特定寄附金の額 180,000 円

(6) 甲と生計を一にし、同居を常況とする親族の状況（年齢は全て本年12月31日現在のものである。）

- ① 妻 45才 所得なし
- ② 長女 18才 所得なし
- ③ 長男 15才 所得なし

この他、生計を一にする母（70才、所得なし。）がいるが、甲と同居していない。

[資料3]

(1) 給与所得控除額の計算

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
1,800,000 円以下	収入金額×40%－100,000 円 550,000 円に満たない場合には 550,000 円
1,800,000 円超 3,600,000 円以下	収入金額×30%＋ 80,000 円
3,600,000 円超 6,600,000 円以下	収入金額×20%＋ 440,000 円
6,600,000 円超 8,500,000 円以下	収入金額×10%＋1,100,000 円
8,500,000 円超	1,950,000 円 (上限)

(2) 配偶者特別控除の控除額

配偶者の合計所得金額	居住者の合計所得金額		
	900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
480,000 円超 950,000 円以下	380,000 円	260,000 円	130,000 円
950,000 円超 1,000,000 円以下	360,000 円	240,000 円	120,000 円
1,000,000 円超 1,050,000 円以下	310,000 円	210,000 円	110,000 円
1,050,000 円超 1,100,000 円以下	260,000 円	180,000 円	90,000 円
1,100,000 円超 1,150,000 円以下	210,000 円	140,000 円	70,000 円
1,150,000 円超 1,200,000 円以下	160,000 円	110,000 円	60,000 円
1,200,000 円超 1,250,000 円以下	110,000 円	80,000 円	40,000 円
1,250,000 円超 1,300,000 円以下	60,000 円	40,000 円	20,000 円
1,300,000 円超 1,330,000 円以下	30,000 円	20,000 円	10,000 円

(3) 「課税総所得金額」に対する所得税の税額表 [求める税額 = A × B - C]

A 課税総所得金額	B 税率	C 控除額
1,950,000 円以下	5%	0 円
1,950,000 円超 3,300,000 円以下	10%	97,500 円
3,300,000 円超 6,950,000 円以下	20%	427,500 円
6,950,000 円超 9,000,000 円以下	23%	636,000 円
9,000,000 円超 18,000,000 円以下	33%	1,536,000 円
18,000,000 円超 40,000,000 円以下	40%	2,796,000 円
40,000,000 円超	45%	4,796,000 円

問1 所得控除額の合計額は (18) 円である。

[18 の選択肢]

1. 1,528,000 2. 2,388,000 3. 2,768,000
4. 3,118,000 5. 3,498,000

問2 申告納税額は（ 19 ）円である。

[19の選択肢]

1. 876,700 2. 962,600 3. 1,134,400
 4. 1,324,800 5. 1,618,330

[計算過程]

I	配当所得	<input type="text"/>		
	給与所得	6,650,000 - <input type="text"/>	=	<input type="text"/>
	不動産所得	<input type="text"/>	=	<input type="text"/>
	分離長期譲渡所得	<input type="text"/>		
	事業所得	<input type="text"/>		
	雑所得	270,000		
II	総所得金額	<input type="text"/>	+	270,000
		= <input type="text"/>		
	長期譲渡所得の金額	<input type="text"/>		
	課税標準の合計額	<input type="text"/>	=	<input type="text"/>
III	医療費控除	305,000 - ^(注) <input type="text"/>	=	<input type="text"/>
		^(注) <input type="text"/>	∴	<input type="text"/>
	社会保険料控除	545,000		
	生命保険料控除	80,000		
	地震保険料控除	40,000		
	寄附金控除	^(注) <input type="text"/>	-	<input type="text"/>
		^(注) <input type="text"/>	∴	<input type="text"/>
	配偶者控除	<input type="text"/>	∴	<input type="text"/>
	配偶者特別控除	<input type="text"/>		
	扶養控除	<input type="text"/>	=	<input type="text"/>
	基礎控除	<input type="text"/>		
	所得控除合計	<input type="text"/>		
IV	課税総所得金額	<input type="text"/>	-	<input type="text"/>
	課税長期譲渡所得金額	<input type="text"/>		
V	算出税額	課総 <input type="text"/>	×	<input type="text"/>
		課長 <input type="text"/>	×	<input type="text"/>
		合計 <input type="text"/>		
	配当控除額	<input type="text"/>		

		×		=	
復興特別所得税		×		=	
源泉徴収税額		=			
申告納税額		=			

問題 17

次に掲げる資料は、農業を営む個人である居住者甲の令和2年（以下、「本年」という。）分の所得税に関する資料である。ついては、以下の各問に答えなさい。なお、特に指示があるものを除き、甲にとって有利な方法を選択するものとする。（本問の解答番号は（20）（21）とする。）

〔資料1〕

甲は青色申告者であり、帳簿を備え付けて、正規の簿記の原則により記帳しており、電子帳簿による保存を行っている。

〔資料2〕

(1) 配当に関する資料

- ① A農事組合法人（協同組合等に該当する。）からの従事分量配当 320,000 円
甲は、A農事組合法人の組合員である。
- ② B農業法人（非上場法人に該当する。）からの配当 105,000 円（この配当に係る源泉徴収税額は21,441円である。）

(2) 所有する農耕地の貸付に係る収入金額等の明細

総収入金額 2,829,000 円
必要経費 1,194,700 円

(3) 農業所得に係る収入金額等の明細（上記(1)～(2)の金額は含まれてない。）

総収入金額 12,965,000 円
必要経費 9,172,600 円

その他、家族従業員である妻に対して支給した青色事業専従者給与の金額1,300,000円（適正なものである。）がある。

(4) 一時所得の収入金額 660,000 円（収入を得るための支出額はない。）

〔資料3〕

- (1) 医療費控除額 250,000 円
- (2) 支払社会保険料 442,000 円
- (3) 甲と生計を一にし、同居を常況とする親族の状況（年齢は全て本年12月31日現在のものである。）
 - ① 妻 54才 給与所得の収入金額1,300,000円がある。
 - ② 母 79才 所得なし。特別障害者に該当する。

[資料4]

(1) 配偶者特別控除の控除額

配偶者の合計所得金額	居住者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
480,000円超 950,000円以下	380,000円	260,000円	130,000円
950,000円超 1,000,000円以下	360,000円	240,000円	120,000円
1,000,000円超 1,050,000円以下	310,000円	210,000円	110,000円
1,050,000円超 1,100,000円以下	260,000円	180,000円	90,000円
1,100,000円超 1,150,000円以下	210,000円	140,000円	70,000円
1,150,000円超 1,200,000円以下	160,000円	110,000円	60,000円
1,200,000円超 1,250,000円以下	110,000円	80,000円	40,000円
1,250,000円超 1,300,000円以下	60,000円	40,000円	20,000円
1,300,000円超 1,330,000円以下	30,000円	20,000円	10,000円

(2) 「課税総所得金額」に対する所得税の税額表 [求める税額 = A × B - C]

A 課税総所得金額	B 税率	C 控除額
1,950,000円以下	5%	0円
1,950,000円超 3,300,000円以下	10%	97,500円
3,300,000円超 6,950,000円以下	20%	427,500円
6,950,000円超 9,000,000円以下	23%	636,000円
9,000,000円超 18,000,000円以下	33%	1,536,000円
18,000,000円超 40,000,000円以下	40%	2,796,000円
40,000,000円超	45%	4,796,000円

問1 所得控除額の合計額は (20) 円である。

[20の選択肢]

1. 1,732,000 2. 1,922,000 3. 2,502,000
4. 2,562,000 5. 2,882,000

問2 課税総所得金額に対する算出税額は (21) 円である。

[21の選択肢]

1. 70,950 2. 70,985 3. 73,950
4. 74,985 5. 77,985

[計算過程]

I	配当所得			
	不動産所得		=	
	事業所得		=	
	一時所得	660,000 -		=
II	総所得金額		=	
III	医療費控除	250,000		
	社会保険料控除	442,000		
	配偶者控除			
	配偶者特別控除			
	扶養控除			
	障害者控除			
	基礎控除			
	所得控除合計			
IV	課税総所得金額		-	
			=	
V	算出税額	課総		×
	配当控除			=
			×	
	復興特別所得税		×	
	源泉徴収税額			
	申告納税額		=	

問題 18

当期（令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの事業年度）における、内国法人である甲株式会社（以下「甲社」という。）について、次の各問に答えなさい。

なお、各問を解答するに当たっては次の事項を前提として解答すること。

（本問の解答番号は（22）（23）とする。）

- (1) 甲社は農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画の認定を受けた農地所有適格法人である。
- (2) 税法上適用される方法が 2 以上ある事項については、当期の法人税額が最も少なくなる方法によるものとする。
- (3) 甲社は設立第 1 期から当期まで引き続き青色申告書を提出しており、かつ、必要な申告の記載及び証明書類の添付等の手続きは、すべて適法に行うものとする。
- (4) 問題に与えられた事項以外の事項については考慮する必要はない。

一．当期純利益に関する事項

当期純利益 47,806,900 円

二．所得の金額に関する事項

1. 受取配当等に関する事項

- (1) 当期において受け取った利子又は配当等の額の内訳は次のとおりである。甲社はその利子又は配当等の額を収益の額に計上し、源泉徴収税額を費用に計上している。

区分	銘柄等	利子又は配当等の額	源泉徴収税額
中間配当	A 社株式	440,000 円	89,848 円
配当金	A 社株式	440,000 円	89,848 円
剰余金の分配	B 出資	450,000 円	91,890 円
配当金	C 社株式	200,000 円	40,840 円
配当金	D 社株式	900,000 円	183,780 円
預金利子	E 銀行	3,000 円	459 円

（注 1） 上記配当等の元本はすべて数年前より所有しており、その後異動はない。

（注 2） A 社株式の保有割合は 20% であり、その他の株式等に該当する。

（注 3） B 出資割合は 7% であり、その他の株式等に該当する。

（注 4） C 社株式の保有割合は 100% であり、完全子法人株式等に該当する。

（注 5） D 社株式の保有割合は 35% であり、関連法人株式等に該当する。

- (2) 関連法人株式等に係る受取配当等から控除すべき負債利子の額は 129,000 円である。

2. 交際費等に関する事項

当期において支出した交際費等の額が 8,463,800 円あり、甲社は交際費勘定に計上している。

なお、当該金額のすべてが税務上の交際費等に該当する。

また、当該金額のうち、接待飲食費が 1,380,000 円含まれている。

3. その他税務調整すべき事項

(1) 損金経理をした法人税及び地方法人税（中間納付）	7,000,000 円
(2) 損金経理をした事業税の額（中間納付）	2,100,000 円
(3) 損金経理をした道府県民税及び市町村民税（中間納付）	1,001,000 円
(4) 納税充当金から支出した事業税等の額	1,900,000 円
(5) 損金経理をした納税充当金	10,200,000 円

三. 甲社の当期末における資本金等の額は 82,000,000 円（資本金の額は 80,000,000 円である。）であり、株主はすべて個人である。

〔別 表 四〕

（単位：円）

当期利益又は当期欠損の額		
加 算		
	小 計	
減 算		
	小 計	
仮 計		
合計・差引計・総計		
所得金額又は欠損金額		

問 1 受取配当等の益金不算入額は（ 22 ）円である。

〔22 の選択肢〕

1 : 2,433,000

2 : 1,639,000

3 : 1,215,000

4 : 1,636,000

5 : 2,304,000

問 2 甲社の所得金額又は欠損金額は（ 23 ）円である。

〔23 の選択肢〕

1 : 47, 806, 900

2 : 62, 935, 700

3 : 18, 664, 800

4 : 63, 432, 365

5 : 3, 536, 000

問題 19

当期（令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの事業年度）における、内国法人である乙農事組合法人（法人税法上の協同組合等に該当する。以下「乙農」という。）について、次の各問に答えなさい。

なお、各問を解答するに当たっては次の事項を前提として解答すること。

（本問の解答番号は（24）（25）とする。）

- (1) 乙農は農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画の認定を受けた農地所有適格法人である。
- (2) 税法上適用される方法が 2 以上ある事項については、当期の法人税額が最も少なくなる方法によるものとする。
- (3) 乙農は設立第 1 期から当期まで引き続き青申告書を提出しており、かつ、必要な申告の記載及び証明書類の添付等の手続きは、すべて適法に行うものとする。
- (4) 問題に与えられた事項以外の事項については考慮する必要はない。

一．当期の確定した決算に関する事項

I 当期末処分剰余金

1 当期純利益金額	20, 621, 400 円	
2 前期繰越剰余金	30, 250, 000 円	
	<hr/>	50, 871, 400 円

II 剰余金処分数額

1 利益準備金	412, 500 円	
2 配当金		
出資配当金	1, 125, 000 円	
従事分量配当金	10, 000, 000 円	
3 農用地等の圧縮記帳	6, 000, 000 円	
	<hr/>	17, 537, 500 円

III 次期繰越利益金

33, 333, 900 円

二．所得の金額に関する事項

1. 農用地等の圧縮記帳に関する事項

乙農は当期において、租税特別措置法第 61 条の 3 《農用地等を取得した場合の課税の特例》第 1 項に規定する特定農業用機械等を取得し、剰余金の処分により税務上適正額である 6, 000, 000 円積み立てている。

なお、計算に当たっては、農業経営基盤強化準備金の取崩し及び減価償却については考慮する

必要はない。

2. 租税公課等に関する事項
- (1) 損金経理をした納税充当金 628,600 円
 - (2) 法人税額から控除される所得税額 15,315 円
3. その他税務調整すべき事項
- (1) 肉用牛売却所得の特別控除額 980,000 円
 - (2) 交際費等の損金不算入額 8,000 円

三. 乙農の当期末における資本金等の額は 12,500,000 円（出資金の額も同額である。）である。

〔別 表 四〕

（単位：円）

当期利益又は当期欠損の額		
加 算		
	小 計	
減 算		
	小 計	
仮 計		
合計・差引計・総計		
所得金額又は欠損金額		

[別 表 一]

(単位：円)

区 分		税 率	金 額	計 算 過 程
所得金額又は欠損金額				
法人税額の計算				
	法人税額			

問1 乙農の所得金額又は欠損金額は（ 24 ）円である。

[24の選択肢]

1 : 4,308,630

2 : 14,293,315

3 : 10,293,315

4 : 10,278,000

5 : 4,293,315

問2 乙農の差引確定法人税額は（ 25 ）円である。

[25の選択肢]

1 : 643,950

2 : 800,355

3 : 815,670

4 : 980,661

5 : 628,600